

レクリエーション事業補助金支給規程

(目 的)

第 1条 この規定は、河合楽器健康保険組合の被保険者のために行う『心身のリフレッシュ』支援の事業に対して補助することを目的とする。

(対象事業)

第 2条 被保険者の心身のリフレッシュに寄与する全ての事業を対象とする。

(補助金額)

第 3条 補助金の額は、その事業に参加した被保険者一人年1回、500円を限度とする。被保険者に事業所間の異動があった場合はどちらか1回とする。

(実施要件)

第 4条 補助金の支給を受けようとする場合は、次の要件に基づいて実施しなければならない。

1. 実施時に被保険者の資格を有していること。
2. 実施に当っては、原則として事業所長の責任において実施すること。
3. 『実施許可申請書』は、遅くとも実施日の10日前までには提出すること。
4. 原則として、事業所単位で実施すること。
但し、事業所単位での実施が難しい、混在している事業所や、少数規模の事業所(支店・営業所等)については申請内容により許可する。
5. 実施期間は4月1日から翌年3月末日までとする。

(補助金対象経費)

第 5条 補助金対象経費は、その事業実施に関する全てを対象とする。

(補助金支給手続)

第 6条 補助金の支給申請手続きは、事業実施後10日以内に次の書類を添付して提出すること。

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 実施結果報告書 | 申請書と同じ用紙 |
| 2. 経費領収書 | |
| 3. 参加者名簿 | 添付用紙 |
| 4. その他必要とする書類 | |

(補助金の支給)

第 7条 提出書類に基づき補助金を支給する。

(反則規定)

第 8条 本規程に反した行為や虚偽の報告が判明した場合は補助金を支給しない。支給後に判明した場合は補助金を返還させることがある。

付則 この規程は平成25年4月1日より施行する。